

区分	構造設備の基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所
建物	建物 ・乾燥した土地に建てられている ・不潔な場所に位置していない 建物の床下 ・通気、排水が良好な構造	【旅・ホ】条例第5条・別表2第1項 【簡】条例第6条・別表3第1項	○	○
	施設の外壁、屋根、広告物 ・形態、デザインが周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでない	【旅・ホ】条例第5条・別表2第2項 【簡】条例第6条・別表3第2項	○	○
客室	1客室の床面積は、7㎡以上(ベッドを置く客室は9㎡以上)	【旅・ホ】政令第1条第1項第1号	○	
	客室の延床面積は、33㎡以上 (宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡×宿泊者数以上)	【簡】政令第1条第2項第1号		○
	階層式ベッドを有する場合 ・上段と下段の間隔は、おおむね1m以上	【簡】政令第1条第2項第2号		○
	客室は、次の要件を満たす	【旅・ホ】条例第5条・別表2第3項 【簡】条例第6条・別表3第3項	○	○
	採光、換気に必要な開口部 ・自由に開閉することができる窓 又はこれに代わる構造設備	【旅・ホ】別表2第3項(1) 【簡】別表3第3項(1)	○	○
	地下、屋根裏に設ける場合 ・換気装置 又は十分に換気できる適切な構造設備	【旅・ホ】別表2第3項(2) 【簡】別表3第3項(2)	○	○
	他の客室、廊下等との境 ・壁、板戸、ふすま等で区画 ・他の客室、廊下等から見通せない構造 客の衣類、携帯品を安全に保管できる鍵のかかる構造設備	【旅・ホ】別表2第3項(3) 【旅・ホ】別表2第3項(4)	○	
玄関帳場	「玄関帳場・フロント」を有する 又は 「代替する機能を有する設備」を有する(①～④に該当すること) ①事故発生・緊急時に迅速な対応が可能 ②宿泊者名簿の正確な記載が可能 ③客室の鍵の適切な受渡しが可能 ④宿泊者以外の出入りの状況の確認が可能	【旅・ホ】政令第1条第1項第2号 【旅・ホ】省令第4条の3 【簡】条例第6条・別表3第4項	○	○
	玄関帳場・フロントは、次の要件を満たす(設置する場合に適用)	【旅・ホ】条例第5条・別表2第4項 【簡】条例第6条・別表3第4項	○	○
	玄関を容易に見通すことができる	【旅・ホ】別表2第4項(1) 【簡】別表3第4項(1)	○	○
	受付台を有する 客に直接面接できる構造設備	【旅・ホ】別表2第4項(2) 【簡】別表3第4項(2)	○	○
排水等	適当な換気、採光、照明、防湿、排水の設備を有する	【旅・ホ】政令第1条第1項第3号 【簡】政令第1条第2項第3号	○	○
	排水の設備 ・コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料 ・完全に排水できる構造設備	【旅・ホ】条例第5条・別表2第8項 【簡】条例第6条・別表3第8項	○	○
入浴設備	適当な規模の入浴設備を有する (近接して公衆浴場がある場合等を除く)	【旅・ホ】政令第1条第1項第4号 【簡】政令第1条第2項第4号	○	○
	浴室等は、次の要件を満たす	【旅・ホ】条例第5条・別表2第9項 【簡】条例第6条・別表3第9項	○	○
	浴室は、次の要件を満たす	【旅・ホ】別表2第9項(1) 【簡】別表3第9項(1)	○	○
	外部から見通すことができない構造	【旅・ホ】別表2第9項(1)ア 【簡】別表3第9項(1)ア	○	○
	床、腰張りは コンクリート、タイル等の耐水性材料	【旅・ホ】別表2第9項(1)イ 【簡】別表3第9項(1)イ	○	○
	脱衣所が別に設けられている	【旅・ホ】別表2第9項(1)ウ 【簡】別表3第9項(1)ウ	○	○
	水又は湯を供給できる設備を有する	【旅・ホ】別表2第9項(1)エ 【簡】別表3第9項(1)エ	○	○
	汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備	【旅・ホ】別表2第9項(1)オ 【簡】別表3第9項(1)オ	○	○
	貯湯槽内の湯水の温度 ・全ての箇所において60℃以上(最大使用時は55℃以上)に保つ加温装置を設置 (これにより難しい場合は、貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒装置を設ける) ・貯湯槽は完全に排水できる構造	【旅・ホ】別表2第9項(2) 【簡】別表3第9項(2)	○	○
浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造	【旅・ホ】別表2第9項(3) 【簡】別表3第9項(3)	○	○	

区分	構造設備の基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所
入浴設備	ろ過器を設置する場合 ・1時間あたりのろ過能力が浴槽容量以上 ・ろ材が十分な逆洗浄を行えるもの ・ヘアキャッチャーは浴槽水がろ過器に入る前の位置に設置 ※適用除外あり	【旅・ホ】別表2第9項(4) 【簡】別表3第9項(4)	○	○
	浴槽水を循環させる場合 ・循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設ける ※適用除外あり	【旅・ホ】別表2第9項(5) 【簡】別表3第9項(5)	○	○
	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口 ・浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設ける ※適用除外あり	【旅・ホ】別表2第9項(6) 【簡】別表3第9項(6)	○	○
	ろ過器等は、完全に排水できる構造	【旅・ホ】別表2第9項(7) 【簡】別表3第9項(7)	○	○
	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造でない (これにより難い場合は、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造で、レジオネラ属菌が回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設ける) ※適用除外あり	【旅・ホ】別表2第9項(8) 【簡】別表3第9項(8)	○	○
	打たせ湯及びシャワー ・循環水を用いる構造でない ※適用除外あり	【旅・ホ】別表2第9項(9) 【簡】別表3第9項(9)	○	○
	気泡発生装置等は連日使用している浴槽水を用いる構造でない ・点検、清掃及び排水が容易に行えるものであること ・空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること	【旅・ホ】別表2第9項(10) 【簡】別表3第9項(10)	○	○
	露天風呂 ・配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造 ※適用除外 次については※の基準を適用しない ・浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室 ・知事が公衆衛生上支障がないと認めるもの	【旅・ホ】別表2第9項(11) 【簡】別表3第9項(11) 【旅・ホ】条例第5条・別表2第10項 【簡】条例第6条・別表3第10項	○	○
洗面設備	適当な規模の洗面設備を有する	【旅・ホ】政令第1条第1項第5号 【簡】政令第1条第2項第5号	○	○
	流水受槽式の洗面設備を設ける	【旅・ホ】条例第5条・別表2第5項 【簡】条例第6条・別表3第5項	○	○
便所	適当な数の便所を有する	【旅・ホ】政令第1条第1項第6号 【簡】政令第1条第2項第6号	○	○
	便所は、次の要件を満たす	【旅・ホ】条例第5条・別表2第6項 【簡】条例第6条・別表3第6項	○	○
	調理室と接続して設けられていない	【旅・ホ】別表2第6項(1) 【簡】別表3第6項(1)	○	○
	窓、その他の開口部には、ねずみ、昆虫を防ぐ構造設備を有する	【旅・ホ】別表2第6項(2) 【簡】別表3第6項(2)	○	○
	流水式手洗設備を設ける	【旅・ホ】別表2第6項(3) 【簡】別表3第6項(3)	○	○
	共同便所 便所がない客室がある場合は当該施設内に1以上設ける 便所がない客室がある階に設ける (当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く)	【旅・ホ】条例第5条・別表2第7項 【簡】条例第6条・別表3第7項	○	○
遮蔽設備	当該施設が学校等の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、学校等から客室、遊戯ホール等を見通すことを遮ることができる設備を有する	【旅・ホ】政令第1条第1項第7号	○	○
標識	公衆の見やすい場所に標識を設ける 標識の記載内容 ・施設の名称 ・許可番号 ・営業者等と常時連絡のとれる連絡先(営業者等不在型の場合)	【旅・ホ】条例第5条・別表2第11項 【簡】条例第6条・別表3第11項	○	○

【根拠法令等】

法：旅館業法(昭和23年法律第138号)
政令：旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)
省令：旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)
条例：旅館業法施行条例(昭和32年神奈川県条例第64号)
規則：旅館業法施行細則(昭和33年神奈川県規則第1号)